令和８年 10 月

お客さま　各位

十勝信用組合

「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合では、下記のとおり手数料の新設をいたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料の名称
 破産管財人等特殊口座開設手数料

2. 適用開始日
 令和８年 11 月２日（月）

3. 対象となるお客さま
 適用開始日以降に破産管財人等特殊口座を開設されるお客さま

4. 対象口座
 破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、不在者財産管理人、遺言執行人、
 遺言整理受任者名義の口座

5. 手数料金額

金額	支払方法
5,500 円／口座（税込）	開設時に窓口でお支払い

以上

ちかくにいるから、チカラになれる。 Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ

十勝信用組合

https://www.tokachishinkumi.com